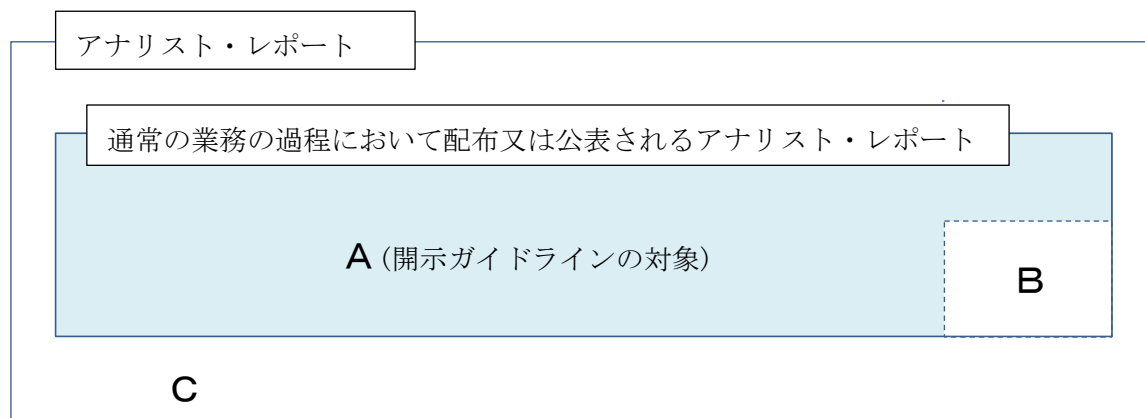


○ 「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方における
アナリスト・レポートの概念について

【アナリスト・レポート概念図】



- A. 通常業務の過程において公表等されるアナリスト・レポート（新規・再開レポートを除く）（開示ガイドラインの対象）
- B. 公表等を開始する場合又は中断した後に再び開始するアナリスト・レポート（新規・再開レポート）
- C. 通常業務の過程において公表等されるアナリスト・レポート以外のアナリスト・レポート（A及びB以外のアナリスト・レポート）

参考：企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

平成26年8月27日 金融庁（抜粋）
（取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為） 2-12 例えば次に掲げる行為は有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないことに留意する。 ①～⑦ 省略 ⑧ 金融商品取引業者等により通常業務の過程において行われる上場会社である発行者に係るアナリスト・レポート（個別の企業の分析及び評価に関する資料であって、多数の者に対する情報の提供を目的とするものをいう。以下⑧において同じ。）の配布又は公表（当該金融商品取引業者等において、執筆を担当する者をアナリスト・レポートの対象となる企業の発行する有価証券の募集又は売出しに係る取得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合に限り、当該発行者に係るアナリスト・レポートの配布若しくは公表を開始する場合又はその配布若しくは公表を中断した後に再び開始する場合を除く。）